

○和寒町新型コロナウイルス感染症に係る経営継続特別支援金交付要綱

(令和2年12月22日告示第42号)

(目的)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症流行により、特に経営に大きな打撃を受けている町内の中小企業、個人事業主等に対し、特別支援金を交付することにより、経営の継続に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）による飲食店営業の許可証を有し、店内に客席を設け専ら客に飲食をさせる業態又は店内で飲食させるための席を設けている食料品販売店
- (2) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を受けている事業者
- (3) 個人事業主等 前2号に該当するもののほか、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業、小規模企業者及び個人事業主であって、町内で事業所または店舗を有し商工業者として自己の名をもって商行為を行うことを業とする事業者又は店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者及び自宅兼事務所で事業を営む者

(助成対象)

第3条 この要綱による支援金の交付対象は前条各号に該当する者で、令和2年1月から12月までの1年間の売上が、前年及び前前年の平均した売上額と比較して20%以上減少した事業者とする。ただし、平成31年1月から令和1年12月までに新規開業した者は、開業から令和1年12月までの平均売上月額に12を乗じて得た額と比較して20%以上減少した事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、支援金を申請することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、売上減少額の50%以内とし、次の区分に応じた額とする。ただし、和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金交付要綱（令和2年告示第21号）及び和寒町新型コロナウイルス感染症に係る町内事業者に対する事業継続支援金交付要綱（令和2年告示第27号）に基づく支援金の

給付を受けた場合は、算出した売上減少額からその額を差し引いた額を売上減少算定額とする。

売上減少算定額	第2条第1項第1号及び第2号の事業者に対する支援金	第2条第1項第3号の事業者に対する支援金
50万円未満	上限 30万円	上限 20万円
50万円以上 100万円未満	40万円	30万円
100万円以上 150万円未満	50万円	40万円
150万円以上	60万円	50万円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月26日までに和寒町新型コロナウイルス感染症に係る経営継続特別支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて商工会を経由し町長に提出しなければならない。

- (1) 支援金額計算書（様式第2号）
- (2) 身分証明書の写し（個人事業主のみ）
- (3) 本年及び前年と前前年の決算書等営業実績（確定申告書等）が確認できる書類の写し
- (4) 振込先口座の情報が記載された振込依頼書

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、申請書に添える書類を追加又は省略することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、別記様式第3号により速やかに当該申請者へ通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた者があるときは、その者から当該支援金を返還させることができる。

(業務の委託)

第8条 町長は、支援金の交付事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

支援金額計算書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

決定通知書

[別紙参照]